

いっしょ

みんなが一緒に まな ほん くるす 学ぶ、働く、暮らす あまがさき 尼崎をつくらう！

しょうがい ひと さべつ
障害のある人への差別をなくそう



だれ ひと じりつ あんしん く きょうせいしゃかい じつげん
誰もが、その人らしく自立して安心して暮らすことができる共生社会の実現へ

わたしたちのまち尼崎市にはさまざまな人が暮らしています。誰もが学び、働き、暮らす権利を持っています。しかし、障害のある人には、日常生活や社会参加をさまたげる障壁や差別があります。

だれ たが じんかく こせい そんちよう ささ あ きょうせいしゃかい じつげん しょうがい
誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う「共生社会」を実現するためには、障害を理由とした差別をなくすことが必要です。市民一人ひとりが障害の理解を深め、誰もが暮らしやすい豊かな社会をつくっていきましょう！



あまがさきし
尼崎市

住民のみなさんにできること

障害者差別解消法では、一般の住民のみなさんに課せられる義務や罰則はありません。ただ、差別をなくし、豊かな共生社会を実現するために、次のような具体例を参考にして助け合いましょう。

障害がある人に対しては、差別や偏見を持つことなく、正しく理解して接しましょう。

視覚障害のある人が、駅のホームで線路へ転落しないよう、危ない時には声をかけましょう。

移動に時間がかかる人がいる場合は、個人差があることを理解して、無理に急がせないようにしましょう。

困っている様子の障害のある人には、手伝いが必要か尋ねてから、協力を申し出ましょう。

精神障害、知的障害、発達障害がある人などと話すときには、「ゆっくり・はっきり・ていねいに」話しましょう。

視覚障害のある人を誘導する点字ブロックの上には、障害物を置かないようにしましょう。

ポイント

この法律で守らなければならないこと

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供 ※1
国の行政機関・地方公共団体など	禁止	法的義務
民間事業者など ※2	禁止	努力義務

※1 合理的配慮は、行政活動のほか、教育、医療、公共交通など幅広い分野が対象となり、さまざまな配慮が求められます。

※2 個人事業者や NPO 法人など非営利事業者も含まれます。

障害を理由とする差別で困ったときの相談窓口

あまがさきし 障害福祉課

☎ 06-6489-6577 Fax 06-6489-6351